

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	エネルギー憲章条約（ECT）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	111,101千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	エネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty：ECT）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：ソ連の崩壊に伴い、1991年に旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進並びにエネルギー分野における企業活動（貿易及び投資）を世界的に促進することなどを宣言する「欧州エネルギー憲章」（政治宣言）が作成された。この憲章の内容を実施するための法的枠組みとして1994年12月「エネルギー憲章条約（ECT）」が作成され、1998年4月に発効した。本条約の締約国は48か国とEU、欧州原子力共同体（ユーラトム）。事務局所在地はブリュッセル（ベルギー）。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、人件費を始めとした事務局運営経費等に充てられる。ECT締約国のエネルギー分野における投資環境の改善を図るとともに、日本関連企業の海外投資を保護することを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ECTは、エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野への投資の保護・自由化を図る上で重要な長期の協力を促進するための法的枠組みを設定することを目的としている。元々は、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野での協力を目的としていたが、ECTの近代化の一環として、エネルギー分野における国際協力を推進し、エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言である「国際エネルギー憲章（IEC）」が2015年5月に採択され、その取組は欧州を越え、アジア、アフリカ等へも拡大している。 ・事務局では、貿易、通過、投資の促進に有用な各種資料を発行し、締約国における自由貿易の推進や安定的な投資環境の整備のための政策立案、関連法制の整備に役立っている。また、特にアジアやアフリカ地域からのエネルギー憲章への参加拡大を目的としたアウトリーチ活動を推進しており、CONEXO(Consolidation, Expansion and Outreach)活動としてアフリカ開発会議（TICAD）プロセスを始めとする国際会議への出席、対象国政府職員への短期受入れ、対象国でのセミナー開催等の各種取組を実施している。 ・事務局ではIECへの署名国数拡大に取り組んでおり、2018年5月現在、日本を含む88か国・機関が署名している。2017年の1年間で7か国が新たに署名した。 ・また、2017年度には、関連報告書を8部（エネルギー投資やLNG売買契約等に関するもの）、セミナー・ワークショップ等の技術支援を7件実施している。 ・エネルギー分野への投資保護に関し、ECTに基づく紛争は、2017年に6件発生しており、国家と投資家間の紛争解決（ISDS）条項に基づく投資紛争仲裁では、法的根拠としてよく用いられている。 ・エネルギー憲章事務局は、アラブ連盟事務局及び国際エネルギー・フォーラム（IEF）と協力に関する文書をそれぞれに交わして、情報共有や協力活動を進めている。また、エネルギー・コミュニティ（EU及び周辺国によるエネルギー政策に関する国際機関。本部はギリシャ・アテネに所在。）とともに「EU4Energy」プロジェクト（東欧・中央アジアにおけるエネルギー安保協力）を推進している。持続可能な開発目標（SDGs）のうち、目標7（エネルギー）等に関しては、国連、国際エネルギー機関（IEA）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、G20、OECD、欧州安全保障協力機構（OSCE）等の国際機関と協力し、関連会合への出席等を行っている。 ・2017年11月、エネルギー憲章会議第28回会合がトルクメニスタンで開催され、「持続可能なエネルギーの将来と多様な輸送ルートのための投資の動員」というテーマの下、エネルギー憲章条約の近代化や国際エネルギー市場におけるエネルギー源などについて議論が行われた。同会合の成果文書として、「アシガバット・エネルギー憲章宣言」が発出され、投資促進及び投資関連紛争の防止と管理、ECTのメンバーシップの継続的拡大と深化、エネルギー憲章プロセスの近代化などについて確認された。 ・この会合の閣僚セッションにおいては、堀井学外務大臣政務官から日本政府を代表して挨拶を行い、エネルギー投資や質の高いインフラ投資、流動性の高いLNG市場の必要性などについて発言を行った上で、2017年7月に外務省として発表した新たなエネルギー・資源外交のビジョン「日本のエネルギー・資源外交－未来のためのグローバル・ビジョン」を発信し、日本のエネルギー・資源外交に対する国際社会の理解促進に努めた。 						

2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年，実施主体：Ernst & Young Réviseurs d'Entreprises scrl，報告・提出月：2017年9月，結果及び対応：特段の指摘事項なし。 ・財政状況の報告・報告・提出月：2017年9月（2016年度） ・財務状況や会計報告を含む外部監査結果は，年1回締約国に対して示されるとともに，年2～3回開催される予算委員会を通じて，その時点における収支状況について報告がなされている。 ・ECTは，過去10年以上にわたり名目ゼロ成長予算を組んでおり，実質的に活動予算が逼迫傾向にあるところ，事務局は職員給与のインフレ調整を行わないなどの支出抑制に努めるとともに，人件費削減や事業効率化により対応している。 ・日本は，ECTの予算委員会のメンバーとして年2～3回の会合に出席し，事務局が適切な予算執行を行うための意思決定に積極的に参画している。 																				
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ECTは，エネルギー分野における唯一の多国間投資協定であり，投資相手国のビジネス・投資環境の整備・改善を促し，日本関連企業の海外投資を保護する観点からも極めて重要である。実際にECTを根拠とした投資仲裁113件のうち2件は日本関連企業が提起しており，日本企業の海外エネルギー権益確保の紛争処理対策にも有効である。 ・ECTは，長期的・安定的な資源開発に向けた投資・貿易環境の整備に貢献しており，世界のエネルギー供給量の増加や省エネ・再エネ等を通じた化石燃料の消費の抑制にも貢献するなど，日本のエネルギー安全保障の強化に寄与している。また，締約国での日本企業の投資を保護・促進，エネルギー供給源の多様化（特に中東依存の軽減）に寄与している。例えば，上述の日本関連企業が提起している投資仲裁において紛争処理が行われれば，日本企業の海外エネルギー権益が適正に保護されるといった効果が期待できる。 ・エネルギー需要の高まるアジア諸国等を対象にECT加入促進に向けた働きかけを強化することなどで，安定的なエネルギー市場環境整備を目指すことは日本のエネルギー安全保障の観点からも有効である。 ・分担金の成果は上記1のとおり。 ・ECTは，エネルギー分野における多国間の国際協力を推進するため，エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化，エネルギー分野への投資の保護・自由化を図る上での法的基盤を提供しており，日本の二国間支援を補完する役割を果たしている。 ・2017年10月，中田エネルギー憲章事務局次長が一時帰国の機会を利用して，外務省において講演会を開催するとともに，佐藤外務副大臣と会談を行った。 ・上記1のエネルギー憲章会議第28回会合には，日本から堀井学外務大臣政務官が出席し，エネルギー投資や質の高いインフラ投資，流動性の高いLNG市場の必要性などについて発言した上で，同年7月に外務省として発表した，新しいエネルギー・資源外交のビジョン「日本のエネルギー・資源外交－未来のためのグローバル・ビジョン」を紹介した。また，堀井学外務大臣政務官は，同会合の際に，ウルバン・ルスナック・エネルギー憲章事務局長と会談した。 ・また，同会合において，兒玉和夫欧州連合日本政府代表部特命全権大使が毎年エネルギー憲章条約に最も貢献した人物に贈られるエネルギー憲章賞を受賞した。 ・エネルギー憲章会議の下に設置されている産業諮問パネル（IAP）（エネルギー関連企業や国際的ビジネス団体，金融機関等がエネルギー投資やエネルギー市場の役割等に関する政策提言を行う）に三菱商事，三井物産，石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が参加している。 ・日本は，ECTの意思決定に関する議論に積極的かつ継続的に関与している。 ・日本は，毎年11月頃に開催される意思決定機関であるエネルギー憲章会議等に恒常的に出席し，組織の意思決定に日本の立場を反映する機会を継続的に確保することにより，国際的議論の動向を踏まえつつ，日本の政策的関心に即した取組を促進するとともに，日本の外交イニシアティブの発揮を図っている。また，事務局が約2か月に一度開催している戦略会合や実施会合などに恒常的に参加し，日本のエネルギー政策や投資保護といった日本の考えをECTの事業計画等に反映させている。 																				
4 日本人職員・ポストの状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 1329 465 1385">加盟国等の数</th> <th data-bbox="510 1316 779 1401">全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</th> <th data-bbox="824 1329 1003 1385">うち、 日本人職員数</th> <th data-bbox="1048 1329 1227 1385">うち、 日本人幹部職員数</th> <th data-bbox="1272 1329 1451 1385">日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</th> <th data-bbox="1496 1329 1630 1385">日本人職員数 (前年同時期)</th> <th data-bbox="1675 1329 1809 1385">日本人幹部職員数 (前年同時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1409 465 1450">48 (注)</td> <td data-bbox="510 1409 779 1450">15</td> <td data-bbox="824 1409 1003 1450">1</td> <td data-bbox="1048 1409 1227 1450">1</td> <td data-bbox="1272 1409 1451 1450">6.7%</td> <td data-bbox="1496 1409 1630 1450">0</td> <td data-bbox="1675 1409 1809 1450">0</td> </tr> </tbody> </table>	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)	48 (注)	15	1	1	6.7%	0	0						
加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)															
48 (注)	15	1	1	6.7%	0	0															

(注) EU, ユーラトム及び署名済み未加入の4か国を除いた数。

その他特記事項：

- ・2016年まで事務局の正規職員は21名であったが、組織改革により、2017年から15名となった。日本人職員は2016年までは不在であったが、2017年1月に正規職員である事務局次長(幹部クラス)1名が採用された。これにより、全正規職員のうち日本人職員の割合は0%から6.67%に増加した。
- ・田中伸男・元国際エネルギー機関(IEA)事務局長がエネルギー憲章事務局長特使に任命されている。
- ・正規職員とは別途、法律諮問パネルに日本人法学者1名、法律諮問タスクフォースに日本人法学者6名が在籍している。

5 PDCA
サイクルの
確保等

PLAN	予算委員会にて事務局予算案及び事業計画案を精査。憲章会議において予算案(及び締約国分担金額)及び事業計画案の承認。これらにおいて、日本の関心や優先事項をインプット。
DO	日本の分担金を拠出し、事務局による予算執行・事業実施をモニタリング。予算委員会においてその時点での執行状況等について事務局から報告がある。
CHECK	外部監査報告書により運営活動の成果を評価し、予算委員会等各会合において事務局活動を検証。
ACT	各会合における評価や提言等を踏まえ、事務局が今後の事業計画等を策定する際に、日本としても必要に応じ改善を提案し、今後の予算案及び事業計画案に反映する。

・本件分担金は、コア予算に充当されており、個別のプログラム等に対する日本の拠出額は特定できない。

・上記に加え、年1回のエネルギー憲章会議(閣僚級)、年2~3回の予算委員会、その他年数回の戦略会合や実施会合等の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施、予算の運用改善に向けた要改善事項を提示し、次会計年度の予算案に反映している。

担当課室名

経済安全保障課